

法第34条第1・2・4・6・7・9号に関する申請の添付書類一覧

※市街化調整区域における計画の場合に必要です。

三郷市開発指導課
(平成24年5月1日)

各 号	内 容	審査項目	添付書類（参考一例）
第1号	幼稚園、保育所 ※1	予定建築物が1号で認められる 業務の用に供されること	○ 事業計画書 ○ 取引証明書 ○ 業務経歴書 ○ チェーン加盟契約書 ○ 開設等をする目的等が明確に分かる書類
	市指定の事業者が行う地域密着型サービスを提供する施設 ※2		
	特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設 ※3		
	施設利用者の通所する施設 ※3、4		
	診療所、助産所 ※5		
	建築基準法別表第2（ろ）項第2号に掲げるもの		
	あん摩マッサージ指圧師、整骨院 他		
	自動車修理工場		
	農業協同組合その他の農業団体の事務所		
第2号	鉱物資源利用施設	開発区域は、鉱物資源が存在する市街化調整区域内にあること	○ 鉱業権設定の許可書 ○ 租鉱権設定の許可書 ○ 鉱業原簿の写し
		予定建築物等が鉱業又は鉱物を原材料として使用する事業の用に供されること	○ 事業計画書 ○ 原材料の取引証明書 ○ 資格証明書
	観光資源利用施設	開発区域は、観光資源が存在する市街化調整区域内にあること	○ 温泉採掘削の許可証 ○ 温泉利用の許可証 ○ 温泉成分分析結果
		予定建築物等が観光資源の鑑賞又は観光価値の維持に供されること	○ 観光協会等の事業計画書 ○ 休憩施設又は宿泊施設における事業計画書
第4号	農業用施設	開発区域は、農業が営まれている市街化調整区域内であること	○ 固定資産税名寄帳 ○ 農家証明（耕地面積） ○ 前年度の所得証明（総販売額） ○ 経営地の分布図
		予定建築物が農業の用に供されること	○ 事業計画書 ○ 生産物の取引証明書
	農産物の処理、貯蔵、加工施設	開発区域は、取扱う農産物の過半（数量及び金額）のものが生産される市街化調整区域内であること	○ 農産物の産地別一覧（数量及び金額）及び当該取引証明書
		予定建築物が農産物の集荷、出荷、選別、貯蔵、加工又は販売の用に供されること	○ 事業計画書 ○ 取引証明書

各 号	内 容	審査項目	添付書類（参考一例）
第 6 号	中小企業の事業の共同化・集団化施設	予定建築物が中小企業高度化事業の用に供されること	○ 助成事業の対象であることを証する書類 ○ 共同化又は集団化された組合等の定款
		開発区域は、市町村の土地利用計画に支障がないこと	○ 市町村の基本構想における土地利用計画
第 7 号	既存工場の関連施設	開発区域に隣接する土地（市街化調整区域内）に既存工場が存すること	○ 事業計画書 ○ 会社登記簿謄本
		既存工場は、日本標準産業分類大分類 E－製造業に分類される業種の工場であること	
		原材料又は生産量の数量及び金額において 5 割以上の関連を有すること	
第 9 号	休憩所	予定建築物がドライブイン又はコンビニエンスストアであること	○ 事業計画書 ○ 商品等の取引証明書 ○ チェーン加盟契約書
	給油所	予定建築物が主として一般通行車両の燃料の供給の用に供されること	○ 事業計画書 ○ 燃料の取引証明書 ○ チェーン加盟契約書 ○ 資格証明書

《 備 考 》

- ※ 1：政令第 21 条第 26 号イに該当する建築物で「幼稚園」に該当するもの
政令第 21 条第 26 号ロに該当する建築物で「保育所」に該当するもの
- ※ 2：三郷市の住民のみが利用するものに限る
- ※ 3：主として開発区域の周辺の地域において居住している者の利用するものに限る
- ※ 4：入所するための設備が設置されないものに限る
- ※ 5：政令第 21 条第 26 号ハに該当する建築物で「診療所」「助産所」に該当するもの

- 開発行為許可申請の添付書類に、該当する内容の図書等を一緒に添付してください。
- 上記の図書は一例であり、審査上、上記以外の図書を求めることがあります。